

令和7年度「ひろしまユニコーン10」マーケティング・コミュニケーション業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度「ひろしまユニコーン10」マーケティング・コミュニケーション業務

2 業務目的

広島県では、いわゆるユニコーンに匹敵するような企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標としたプロジェクト「ひろしまユニコーン10」（以下、「本プロジェクト」という。）を令和4年3月にスタートさせた。本プロジェクトは、広島から世界に伍するスタートアップ企業等を生み出していくことで、東京一極集中の流れを変えることにつなげるとともに、こうした企業の成長がロールモデルとなり、広島から、世界に羽ばたき大きく成長することを志す有望なスタートアップ企業等が次々と生まれ集積する好循環を生み出し、広島県において「挑戦が当たり前となる土壌・文化」の形成を目的としている。

本業務では、広島のスタートアップ企業等の支援に係る取組や成果を、県内外へ効果的な方法で発信することにより、スタートアップ企業や、投資家・ベンチャーキャピタル等支援者、メディア、学生等プロジェクトに関心を持つ人に対して、本プロジェクトを認知させ、取組への参画を促し、やがて広島が「イノベーション創出拠点」として国内外に広く認知されることを目指す。

3 定義

本仕様書で使用する用語の定義については次のとおりとする。

（1）「ひろしまユニコーン10」プロジェクト

ユニコーンに匹敵するような企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標としたプロジェクト。世界に羽ばたき大きく成長することを志す有望なスタートアップ企業等の存在が地域の産業に刺激を与え、次なる挑戦への着火剤となるとともに、県内既存産業とも相互に刺激しあうことによって、しなやかな産業構造の形成、さらには広島に「新しいことに挑戦しやすい環境」「挑戦することが当たりの土壌・文化」が生まれることを目的としている。

詳細については、ウェブサイトを参照。（<https://hiroshima-unicorn10.jp/>）

（2）スタートアップ企業等

新しいビジネスモデルにより急成長を志す企業・個人事業主。創業年数・分野を問わず、既存企業のカーブアウトやアトツギベンチャーのような第二創業や、高等教育機関等において研究シーズ（まだ事業化していない技術・サービス等）段階にあるものも含む。

なお、広島県が主に支援する企業（以下、「支援対象企業」という。）は、広島県内に拠点がある又は県内に拠点を移す予定がある企業とする。

(3) 「ひろしまユニコーン 10」関連プロジェクト

本事業とは別で運営する「令和7年度「ひろしまユニコーン 10」プロジェクト環境整備業務」、「令和7年度「ひろしまユニコーン 10」東南アジア海外進出支援業務」、「令和7年度「ひろしまユニコーン 10」資本政策支援業務」などにおいて運営するプログラムのこと。

4 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日とする。

5 委託業務内容

次に掲げる業務について、企画調整の上、行うこととする。

(1) 「ひろしまユニコーン 10」プロジェクト広報戦略の設計

受託者は、本プロジェクトの広報戦略を設計することとし、契約締結後1か月以内に、プロモーションするターゲットごとのプロモーション計画を取りまとめた「マーケティング・コミュニケーション計画書」を策定すること。

なお、プロモーションするターゲットは次の4つとし、本業務の企画提案において、ターゲットごとのプロモーション活動の方法及びプロモーション活動の実施スケジュールを示すこと。

＜ターゲット＞

- ・スタートアップ等企業
- ・VCなどの投資家
- ・支援者
- ・学生等プロジェクトに関心を持つ方

また、各業務については本業務目的を達成するためのKPIを提案時に示すとともに、委託契約締結後において県との協議を経て確定したKPIについて定期的（月1回以上、報告はデータの提出に加え、対面又はオンラインミーティングを想定）に月次レポートを県へ提出すること。

【KPI設定例】

- ・イベント出展によるリーチ数 ○人
- ・公式アカウントなどからの情報発信数 ○○回
- ・公式ウェブサイトのPV数 ○%向上
- ・各プロジェクトのイベント参加人数 各回○人
- ・ユニコーン成果発表会集客数 ○人 など

(2) 広報活動

本事業とは別で運営する「令和7年度「ひろしまユニコーン 10」プロジェクト環境整備業務」、「ひろしまユニコーン 10」東南アジア海外進出支援業務」及び「ひろしまユニコーン 10」

資本政策支援業務」などと連携し、本プロジェクトの取組について、県と協議の上、下記の広報・周知活動を行うこと。

ア 広島県が出展するイベントへの出展協力等

国内で開催予定のイベントへ出展することによりスタートアップ関係者に対する「ひろしまユニコーン 10」プロジェクトの認知拡大を図っていく。

(ア) イベント出展料などの支出

広島県が指定するイベントについて、出展料の支出など主催者との調整を実施すること。出展回数は 5 回を想定している。

現在想定しているイベントは次表のとおり（出展料は 5 回合計 4,000 千円程度を想定）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ TSUNAGU（広島）・ Sustainable High City Tech Tokyo（SusHi Tech Tokyo）（東京）・ IVS（京都）・ Startup JAPAN EXPO（東京） など |
|--|

(イ) イベント出展時に配布するノベルティ購入（例：もみじ饅頭など年間 10 万円程度を想定しているが、予算範囲内であれば県と協議の上、変更可能とする。）

(ウ) ブース出展による認知拡大効果を最大化するための協力

原則として、イベント（出展している模様）を現地にて取材するとともにブースにおける来場者対応を県職員と共に実施すること。

その他、受託者において有効と考えられる手法を積極的に提案すること。

イ 「ひろしまユニコーン 10」プロジェクトについての情報発信

「ひろしまユニコーン 10」プロジェクト及び各プログラムについて、受託者において有効と考えられる SNS など発信方法や頻度を検討し、県側と協議の上実施すること。

(昨年度の実施例)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ Facebook、Instagram <p>発信の頻度は週に 1 回を目安とする（県側が独自で発信したものは含まない。）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ Note <p>採択企業の取材や他プログラムのイベント内容などを取材し、25 記事程度発信すること。</p> |
|--|

主に発信する内容としては、次表のとおり。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 「ひろしまユニコーン 10」関連プロジェクトの募集情報 <p>「ひろしまユニコーン 10」関連プロジェクトが参加企業の募集等を行う場合は、本業務においても「ひろしまユニコーン 10」公式アカウントなどを活用（広告費を投下するなど）し、募集に協力すること。</p> |
|---|

- ・イベント告知・集客協力

「ひろしまユニコーン 10」関連プロジェクトのイベント開催時は、イベント内容に応じたターゲットに効果的に訴求する方法（成果発表会開催時においては、映像メディアや新聞社などへアプローチするなど）で、告知・集客協力を行うこと。

- ・「ひろしまユニコーン 10」関連プロジェクト参画企業にかかる情報

「ひろしまユニコーン 10」関連プロジェクト参画企業が資金調達や連携協定を締結した際など積極的に情報発信を実施すること。

ウ 広告に関するレポートの提出

広告費を投下する取組に関しては、事前にシミュレーション数値を提出するとともに、実施後は想定していたターゲット層にどれだけリーチできたのか、広告から問い合わせにつながったのか、クリック数、クリック率、クリック単価、コンバージョン数、コンバージョン率、コンバージョン単価等を記載した Web 分析レポートを提出すること。

また、レポートには分析結果を踏まえた考察及び改善案を記載すること。

なお、当月実施したものについては翌月に月次レポートとまとめて報告としてよい。

（3）「ひろしまユニコーン 10」ウェブサイト（以下、「ウェブサイト」という。）運営及び保守・管理

令和 4 年度に作成した本プロジェクトのウェブサイト

(<https://hiroshima-unicorn10.jp/>) について、次に定める業務を行うこと。

ア ウェブサイトの運営

本業務の目的達成するために、下記項目について問題点を洗い出し改善を図る。

（ア）コンテンツの充実

本事業のターゲットに対して認知を獲得する上で足りていないコンテンツを充実させていく。作成したコンテンツについて、Google Analytics やサーチコンソールなどの分析ツールを活用して効果検証を実施する（年 2 回程度を想定）。

（例）

- ・ユニコーン 10 を知らないターゲット層が検索流入するようなコンテンツ
- ・採択スタートアップがどのように成長しているかを発信する記事（Note をの活用など）
- ・実施プログラムの魅力を伝えるページ

（イ）ウェブサイトの更新

- ・NEWS、イベントページへの情報や記事の追加
- ・本プロジェクトのサポートメニューの追加変更があった場合、サポートページのリンク先や内容の追加変更を行うこと。
- ・その他、県が求める内容の変更等

(ウ) ウェブサイトの UI・UX の改善

次表の観点を基に改善を検討する。

(モバイルファーストのデザイン)

モバイルユーザビリティを重視し、全てのデバイスで一貫したユーザーエクスペリエンスを提供する。

(内部リンクとサイトの構造の改善)

サイトナビゲーションを直感的にし、ユーザーが情報を容易に見つけられるようにする。

(エ) ウェブ分析レポートの提出

Google Analytics を用いたウェブサイトのトラフィック分析や、改善点をまとめたレポートを提出すること。

イ ホスティングサービス及びドメイン契約

既存のウェブサイトのホスティングサービスはソフトウェアプラットフォーム「Hub Spot」(現在のプランは MarketingHubStarter) を使用し運用を行っている。

既存の契約が令和 7 年 6 月 29 日に更新期限が到来するため、受託者は 1 年間の更新手続きを行い、引き続き Hub Spot を使用しウェブサイトの運用を行うこと。

ただし、「Hub Spot」に替え、より有効なホスティングサービスを利用出来る場合、委託料の範囲内において変更を行うことを認める。

また、ドメインについては、契約者変更を行い現在使用中のものを継続して使用することを想定しているが、広島県と協議の上、広島県のドメインへ変更することも可能とする。

ウ 保守管理

(ア) セキュリティ対応

- ・導入した全てのソフトウェアに対し、セキュリティパッチを適用すること。
 - ・コンテンツに脆弱性が発見された場合に適切なセキュリティ対策を実施すること。
- なお、セキュリティパッチの適用については、システムに影響がないことを事前に検証し、県の承認をもって実施すること。

(イ) サーバー監視

- ・障害監視及びパフォーマンス監視のための監視環境を用意し、サーバダウン等の障害が発生した場合には、直ぐにメール等で受託者に通知できる仕組みを構築すること。
- ・受託者は、障害検知のメール等を受信したときは、速やかに対応すること。

(ウ) バックアップ

- ・サーバに保管されたデータ一式はバックアップを取り、データ消失等の事故に備えること。
- ・万が一、事故が発生した場合には、運用停止時間を最小限に留められるよう配慮すること。
- ・具体的なバックアップの手順等については、受託者が最適と考える方法を提案すること。

(エ) 障害対応

- ・障害発生時、県からの連絡に対して、平日(土曜・日曜・祝日を除く)8:30-17:15 におけ

る電話問い合わせ窓口を準備し、電話連絡で修復できるものは一次対応すること。
また、電話での復旧ができない場合、リモート保守、エンジニアの訪問などにより、迅速に復旧させること。

(オ) 問い合わせフォームへの対応

ウェブサイト利用者からサイト内問い合わせフォームに質問等があった場合は、速やかに県へ問い合わせ内容をメールで通知すること。

(カ) その他

- ・ウェブサイトや設定変更等の質問には、メール・電話で問い合わせ対応をすること。
対応時間は、平日(土曜・日曜・祝日を除く)8:30-17:15 とする。
また、時間外であっても緊急の場合は対応を行うこと。

(4) その他

ア 本事業に関する相談・提案

上記の他、本事業に関する県からの相談に対応するとともに、必要に応じて、より効果的と考えられる手法の提案を行い、県と協議の上、実施すること。

イ マイルストーンの整理

本業務を効果的に展開するため、マイルストーンを整理し、実行すること。

6 成果物

下記の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

成果物名	納期
「マーケティング・コミュニケーション計画書」	契約締結後 1 カ月以内
月次レポート（広告に関するレポート含む。）	契約締結後末締め翌月初旬
ウェブ分析レポート	随時（年 2 回程度）
業務完了報告書	業務完了後 10 日以内

成果品の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム（〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号）とし、成果品は全て広島県に帰属する。

なお、成果物以外で、本事業の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

成果物に共通する事項としては、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ドキュメント類については、紙 1 部及び電子媒体で提供する。・プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は原則日本語を使用し作成する。 |
|---|

7 留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (7) 受託者は、本事業を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (8) 見積などで提示した予算の配分を変更する場合は、県と協議を実施すること。

8 委託料上限額

12,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 完了検査及び委託料の精算

受託者は、業務を完了した日から 10 日以内又は業務期間終了までに実績報告書（業務実施報告書及び経理書類一式）を提出すること。なお、委託料は、経理書類に基づき算出される実績額を委託料上限額の範囲内で確定し、精算する。

10 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた事項については、広島県と協議の上定めるものとする。